

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ・ 社会福祉施設職員等退職共済手当制度の見直しについての議論が行われる～第9回
社会保障審議会福祉部会～…………… 1
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説が示される …………… 3

◆社会福祉施設職員等退職手当共済制度の

見直しについて議論が行われる◆

～第9回社会保障審議会福祉部会～

去る11月19日(水)、第9回社会保障審議会福祉部会が開催され、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて」を議題として協議が行われました。社会福祉施設職員等退職手当共済制度(以下「社会福祉退職手当制度」という。)の見直しに係る論点として、配布資料では、①給付水準、②合算制度、③公費助成の3つが示されました(詳細は次頁)。

また、検討に当たっての基本的な視点として、次の内容が示されました。

- 措置制度から契約制度への移行、多様な経営主体の参入など社会福祉事業の在り方が変容する中、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットィングの観点等を踏まえ、総合的に制度の在り方を検討することが必要。
- 社会福祉退職手当制度の給付水準等については、制度の安定的な運営を考慮しつつ、長期加入に配慮するなど人材確保に資する制度設計とすべき。

上記①～③の3つの論点について、配布資料で示された『考え方』は大枠内のおりです(下線は全保協事務局が付した)。

①給付水準について

- 社会福祉退職手当制度は、社会福祉施設等に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的供給と質の向上に資することを目的としている。その給付水準の見直しにあたっては、民間との均衡を考慮しつつ長期加入に配慮した支給水準など、職員の定着に資するような仕組みとすべきではないか。
- 国家公務員退職手当制度において、民間との均衡を考慮して支給水準の見直しが行われ、本年7月から本格施行されており、社会福祉退職手当制度と比較して長期加入に配慮した支給乗率になっていることから、国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率としてはどうか。（※事務局注：被共済職員期間16～24年までは国家公務員退職手当制度が社会福祉退職手当制度を上回っている。）
- 給付水準を見直した場合、既加入職員の期待利益を保護する観点から、適切な経過措置を講じてはどうか。

②合算制度について

- 出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、合算制度をより利用しやすい仕組みとすべきではないか。
- 被共済職員が退職した日から2年以内に再び被共済職員になった場合、前後の期間を合算する規定について、中小企業退職金共済制度と同様に、期間を3年に見直しはどうか。

③公費助成について

- 保育所及び障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。）については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等から、公費助成のあり方を見直すべきではないか。
- 障害者総合支援法等に関する施設・事業については、前回改正時に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、公費助成のあり方を見直す必要があるのではないか。
- 保育所については、
 - ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること、
 - ・ 平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むことなどを踏まえ、公費助成のあり方について、さらに検討すべきではないか。
- 公費助成のあり方を見直すにあたっては、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講ずるとともに、公費助成の見直しに伴う法人の掛金負担の増分を、見直し後の報酬等の改定において、適切に報酬等に反映するよう措置すべきではないか。

- なお、措置施設・事業については、他の経営主体の参入がない上に、介護関係施設・事業や障害者総合支援法等に関する施設・事業のように報酬により運営費を賄うシステムになっていないことから、今回の見直しでは公費助成を維持することとしてはどうか。

なお、次回の開催日程は未定です。

また、当日の資料は下記の URL、または、「厚生労働省ホームページ>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（福祉部会）」からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065834.html>

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説が示される◆

このほど内閣府は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の解説を示しました。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」については、本年（平成 26 年）4 月 30 日に、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について（通知）」により告示され、その後、7 月に 3 回にわたり開催された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領中央説明会」において「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（案）」が示されていました。

今回はその解説の確定版が示されたものです。中央説明会時に示された「解説（案）」と、今回示された確定版との主な変更点は下表のとおり微細なものとなっております。

本解説は、「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>法令・通知等（※参考資料の「解説書【印刷用】」と記載）」からダウンロードが可能となっております。

または、下記の URL コピーしていただき、「Yahoo! JAPAN」、「Google」等により検索していただき、内容をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>

なお、本解説については、保育関係者向けに、書籍「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む（仮題）」が来年（平成 27 年）1 月中旬に、全国社会福祉協議会・出版部より刊行予定です。解説を読み解く論文や、現行制度の幼保連携型認定こども園での実践をふまえたレポートなどが掲載されます。刊行の際あらためてご案内させていただきますので、ご承知のほどお願い申し上げます。

【主な変更点】

頁	平成 26 年 7 月 案	確定版
32	上から 13 行目 利益を第 1 に考える	利益を第 1 に考える

60	上から 8 行目 共有 <u>される</u> こと	共有 <u>する</u> こと
133	下から 6 行目 事業所内保育) ファミリー	事業所内保育) ,ファミリー
248	上から 8 行目 教育・保育要領第 2 章において	教育・保育要領第 1 章において
280	上から 7 行目 健康状態に <u>特別な</u> 配慮	健康状態 <u>から</u> 特別に <u>配慮</u>
280	上から 9 行目 特別な <u>配慮</u>	特別に <u>配慮</u>